

○酒田市下水道事業工事等に係る入札結果等の公表に関する要綱

(平成 17 年 11 月 1 日企業告示第 1 号)

**改正** 平成 22 年 5 月 31 日企業告示第 5 号 平成 24 年 3 月 28 日企業告示第 1 号  
平成 29 年 3 月 29 日企業告示第 10 号 令和 2 年 3 月 31 日企業告示第 14 号  
令和 8 年 1 月 23 日企業告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)に定めるもののほか、工事、設計及び測量等の工事関連業務委託並びに物品の購入(以下「工事等」という。)に係る入札の結果等の公表について、必要な事項を定めることにより、入札の公正かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(入札結果等の公表)

第 2 条 酒田市下水道事業工事等に係る入札結果等の公表については、酒田市工事等に係る入札結果等の公表に関する要綱(令和 2 年 3 月 31 日告示第 135 号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の酒田市水道事業工事等に係る入札結果等の公表に関する要綱(平成 10 年 10 月 1 日施行)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 22 年 5 月 31 日企業告示第 5 号)

この告示は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 28 日企業告示第 1 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日企業告示第 10 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日企業告示第 14 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 1 月 23 日企業告示第 6 号)

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。